

占領期在日朝鮮人教育史

—山口県に着目して—

藤原智子

0. はじめに

本稿は占領期の在日朝鮮人教育に対する政策過程を、山口県に焦点を当てて検討し、戦後在日朝鮮人の教育経験がいかなる状況下にあったのかを考察するものである¹。1910年に韓国併合によって植民地支配下に置かれた朝鮮は、1945年8月の終戦によって「解放」された²。「解放」を経てなお日本に留まった在日朝鮮人はどのように生きてきたのか、そのなかにある彼らの願いや葛藤、決断はいかなるものであったのか、これが本研究の根底にある課題関心である。

そのうえで、本稿ではまず在日朝鮮人政策の特徴や位置、在日朝鮮人教育に対する為政者の認識及び対応を分析する。それは、在日朝鮮人の認識がどのような歴史過程の中で形成されてきたのかを分析するためには、まず彼らの思考を意識的にも無意識的にも規定した存在朝鮮人政策の動向を踏まえる必要があると考えたためである。この検討を通じ、在日朝鮮人の教育経験を読み解く視点を得たいと考える。

戦後在日朝鮮人教育に関する歴史的研究は、朝鮮人自身が設立運営した学校の創設・改編・廃止の過程に検討の中心を据え、その多くが朝鮮人学校に関わる者の熱意と日本政府の弾圧、という二項対立的な歴史像を描いてきた³。代表的な研究は小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』である⁴。小沢はこの研究で、日本政府による日本語と日本史の教授を「同化教育」⁵、朝鮮人自身による教育活動を「民族教育」⁶と概括し、日本政府による「同化政策」と在日朝鮮人による「教育運動」の対抗を描いた⁷。そして戦後も戦前に引き続いて同化教育が継続し、民族教育が弾圧されたことを一貫して主張した。

小沢の研究は、1910年の併合前後から1970年代までの在日朝鮮人教育に対する政策を通史的に論じた画期的な研究である。しかし筆者は、小沢の在日朝鮮人に対する教育を「同化教育」「民族教育」と一括りにする視点には、時期ごとの政策の特徴や変化を捉えられなくするという問題点があると考えられる。たとえば報告者の推計によれば、戦後在日朝鮮人児童の公立学校への就学者数は1955年から1985年まで一貫して8割以上を占め、朝鮮人学校への就学者数は多くても20%強である⁸。また、国際結婚や日本国籍取得者の増加で在日朝鮮人学齢児童数が減少していくなか、朝鮮人設立学校への就学者の割合は1955年よりも1966年あるいは1985年の方が多くなっている。このような統計から、筆者は在日朝鮮人の就学状況は文部省の朝鮮人学校への弾圧によって単線的に衰退していったとい

う把握は、在日朝鮮人の教育実態に即しているとはいえないと考える。

また小沢は、公立学校に就学した児童を「同化教育に取り込まれた者」とであるとみなしてきた⁹。このような視点も、先に挙げた就学者数の変遷に照らし合わせれば在日朝鮮人の学校選択のありようを捉えきれているとは言い難い。

小沢をはじめ多くの先行研究がこのような叙述をしてきたのは、GHQ と日本政府、中央と地方の違いにはあまり関心を払わず、為政者を一括りに扱い、もっぱら文部省通達の文言に依拠して政策を論じたことが大きな要因であると思われる。

ここで注目すべき研究は、塚本久美子「占領期の在日朝鮮人教育政策史—GHQ と日本政府の関係に着目して—」である¹⁰。塚本は GHQ の行政資料（以下、GHQ 文書）を用い、文部省通達とそれに対する CIE（民間情報教育局）¹¹の修正点や、朝連の作成した教科書に対する文部省と CIE の判断を比較し、共産主義弾圧を目ざした GHQ と一貫した政策意図を持たなかった日本政府、という違いを明らかにした。さらに東京都に注目し、都と東京軍政部の間にも GHQ と日本政府の間に見られた認識の違いがあったことも明らかにした。「『為政者』が『同化教育』を強要した」、という漠然とした概括にとどまることの多かった研究動向のなかで、塚本が「誰が」「何を意図し」「どのように述べた」のかを明示した意義は大きい。

本稿も塚本の研究の課題設定と方法にならい、全国的な動向を踏まえつつも地域を特定し、GHQ・日本政府それぞれの政策意図を明らかにしたい¹²。

本稿では 1945 年の終戦から 1952 年の講和条約締結までの占領期を対象時期とする。戦後の在日朝鮮人教育に対する文部省の対応は占領期の方針が単線的に拡張・衰退するわけではないが、占領期の政策実施過程をおさえ、通史的な見通しを持ちたいと考える。また、占領期には日本の占領統治期に GHQ の各部局に保存されていた膨大な GHQ 文書がある。GHQ 文書のなかには国立公文書館や既刊の教育関係資料集ではみられない文部省通達や CIE による朝鮮人学校調査報告書、朝鮮人学校閉鎖措置を議論した書簡、朝鮮人団体が出版した教科書等、様々な資料が収められている。本稿ではこの GHQ 文書を活用し、これまであまり取り上げられてこなかった文部省通達や報告書の分析を中心に検討を進める¹³。

また、本稿では山口県を対象地域とする。それは主に以下の理由による。

- ①山口県が地理的に日本列島のなかで朝鮮半島に最も近く、戦前・戦後とも朝鮮人が日本と朝鮮半島を往来する重要な拠点となったため
- ②1948 年 1 月 24 日に出された文部省通達後に山口軍政部が全国で最も早く朝鮮人学校閉鎖令を出したことや、1949 年には山口県における朝鮮人学校問題が朝鮮人学校閉鎖の通達を出すきっかけになったと先行研究が指摘しているため¹⁴
- ③東京、大阪、兵庫、京都といった在日朝鮮人が多く住む都市以外の研究を進める必要があると考えるため¹⁵
- ④山口県の朝鮮人学校や在日朝鮮人に対する施策について、ある程度まとまった資料が確認できるため¹⁶

これらの特色を持つ山口県の在日朝鮮人教育への為政者の認識と対応を検討することが、在日朝鮮人と為政者の関係、就学実態の全国的な動向を捉えるための重要な視座を得ることにつながると考える。

なお日本の占領統治における地方軍政機構は、(図0-1)のようになっており、最高司令官(SCAP)⇔第八軍軍政本部(軍政局)⇔軍団軍政本部⇔府県軍政部の間で、命令(→)と監視報告(←)の体系を成立させていた¹⁷。末端の府県軍政部の役割は、日本政府がSCAPから受け取った命令を日本の法形式(ポツダム勅令、法律、政令、省令、通牒など)に書き換えて示達した命令を、地方庁がどのように実施しているか監視することであった¹⁸。

1946年1月から6月、地方軍政部は札幌、川崎、大阪、呉、久留米におかれ、各府県の軍政はこの下に置かれた軍政中隊(Military Government Company)が担当した。

そして1946年7月には、軍政グループが地方軍政部、軍政中隊は府県軍政部と改称され、第八軍のもとに置かれた東日本と西日本をそれぞれ担当する軍団軍政部のもとに8つの地方軍政部、さらにその下に府県軍政部が設置された。山口軍政部は呉市に置かれた中国軍政部の管轄であった¹⁹。山口軍政部は山口市に本部を置き、岩国、柳井、宇部、下関、萩などに支所を置いて、公衆衛生・厚生・労働・民間情報教育・民間教育・法務の各課を設け、文官を含むそれぞれの分野の専門家が課長に任命されて業務にあたった²⁰。

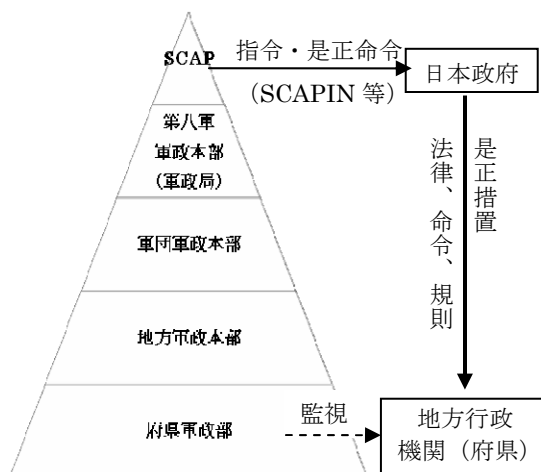
以上を踏まえ、次章から山口県における在日朝鮮人教育について、文部省通達を政策転換の画期と捉えて時期を区分し、各時期の為政者の認識と対応を論じる。

1. 朝鮮人設立学校追認期の山口県における対応

1945年8月、終戦を迎えるるとすぐ、在日朝鮮人のなかからは植民地支配下で育った在日朝鮮人の子どもたちのために、朝鮮語や朝鮮史を教える国語講習所が自発的に設立されていった²¹。そして1945年10月15日に結成された在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)が、1946年頃からこれらの学校を組織的に再編していった²²。

山口県の朝鮮人学校の扱いが最初に議論されたのは、確認できる限りでは中国軍政部が下部組織である山口軍政部に宛てた1947年4月8日“CI&E Policy”(「CIEの方針」)である。この文書では以下のことが示された²³。

(図0-1) 間接統治のしくみ



出典：竹前栄治『GHQ』55頁

朝鮮人学校は文部省あるいは所在地の県教育部の管轄下におかれ²⁴、それを認可した機関—文部省あるいは県教育部—が提示する規定に従う。これらの学校は文部省あるいは県教育部から認可を受けなければならない。1947年2月12日発学第62号はこれらの学校に適用される

これによって山口軍政部は山口県教育部に対し、朝連山口県本部に朝鮮人学校に県の認可を受けさせること、県が認可した朝鮮人学校教師の適格審査をすることを指示した。

しかし9月になっても認可を申請した朝鮮人学校は無く、同年9月30日を期限とした再度通告に応じたのも34校のうち、僅か10校であった²⁵。そこで11月20日、山口軍政部は山口県教育部に朝鮮人学校の教職員審査を完遂するよう再度指示し、これを受けた山口県知事と山口県教育部長は、朝鮮人学校の設立者と校長に対して12月1日に開催する校長会議に出席するよう命じた。しかし校長らはこの命令にも従わず、会議に出席した者はいなかった²⁶。

朝鮮人学校が山口県の指示に従わずに学校認可や校長会議に応じないことに危機感を抱いた山口軍政部は、即日山口県知事に“Enforcement of SCAP Directive”(「SCAP指令の実施」)を出し²⁷、12月3日、山口県知事及び山口県教育部長は、朝鮮人学校長らに宛てた11月26日と同じ名前の通達で、12月15日に再度山口中学校で会議を開くので、設立者と校長は出席しなければならないことを命じた。(表1-1)は二つの通達内容を整理・比較したものである。これを見ると、一回目の通達とほぼ同じ構成と内容であるが、二回目の通達の方が、朝鮮人学校に対する規制を強めていることが分かる。特に、既存の朝鮮人学校を各種学校と断定している点が、朝鮮人学校が文部省及びSCAPの指示に従わなければならないことを強調しているといえる²⁸。

この時期はまだ文部省から在日朝鮮人教育の具体的な方針がなかった。しかしそのなかでも、山口県では山口軍政部が県を指導し、独自に朝鮮人学校への規制を強めていったことが確認できる。

(表1-1) 11.26通達と12.3通達

| 1947年11月26日通達 | 1947年12月3日通達 |
|---|--|
| | <u>我々は貴方の施設(institution)を各種学校であると決定したので、当該施設は発学第62号の規定のもとにおかれ、学校教育法第83条に従ってofficeか市長に設立申請しなければならない。</u> |
| 我々は貴方と協議すべき事柄があるため、12月1日午前10時に朝鮮人学校校長との会議を主催する。 | <u>1945年10月22日付のSCAP覚書と、勅令第263号に基づき、教職員の適格審査についても速やかに実施しなければならない。</u> そのため、我々は12月15日午前10時に朝鮮人学校校長との会議を主催する。 |
| C.I.C第4地区からの指示にしたがい ²⁹ 、11月25日付の正しい読み仮名をつけた設立者及び教職員名簿を持参すること ³⁰ 。 | 11月26日の通知で述べた名簿について、11月26日付のものを、 <u>不備がないようにして持参すること</u> ³¹ 。 |

“Concerning Korean School Principal Meeting” 26 November 1947, 1 December 1947, CIE(C)-04144 より作成。〔傍線は筆者による〕

2. 「朝鮮人設立学校の取扱について」(官学第5号) 通達後の山口県の対応

1948年1月24日、文部省学校教育局長は文部省大阪出張所長、都道府県知事に「朝鮮人設立学校の取扱について」(官学第5号)を通達した(以下、1.24通達)。通達内容は以下のとおりである。

一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和21年11月20日附総司令部発表により日本の法律に服しなければならない(備考参照)。従って朝鮮人の子弟であっても、学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。

また、私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。学令児童又は学令生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条(政治教育)のみならず、設置廃止、教科書、教科内容については学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。但し朝鮮語の教育を課外に行うことは差し支えない。

二、学令児童及び学令生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学校教育法第八十三條及び第八十四條の規定が適用される。

三、前二項の趣意を実施するため適切な措置を講ぜられたい。

備考 朝鮮人送還計画に関する21年11月20日附総司令部発表「送還を拒否して日本に在留することを選択する朝鮮人は爾後一切の日本法令に服することを充分承知して右の選択を行うものである。」(治外法権は、認めないとこの次に明言している。) ³²

文部省はこの通達で、在日朝鮮人の学齢児童生徒も市町村立又は私立の小・中学校に就学させなければならないこと、朝鮮人設立学校は私立学校として認可を受けなければならないこと、学齢児童生徒に朝鮮語や朝鮮文化を教える場合は課外に限ることを明示した。これが、文部省が地方に対して在日朝鮮人児童生徒の教育に関する方針を示した最初の通達であった。

1.24通達後、山口県では山口軍政部が2月9日から18日まで下関市にある二校の朝鮮人学校を訪問し、CICに調査の報告をした。この報告書で山口軍政部は、朝鮮人学校が学校教育法の基準に満たないことや、朝鮮人児童が家では日本語を話していることを挙げ、学校の存続に否定的な姿勢を示し、朝鮮語教授も課外で良いという見解を示した。さらに報告書の末尾では次のように述べた。

朝鮮人は〔学校の? : 引用者注、以下〔 〕は引用者による注記〕審査の規定については理解していたが、延期を実行している。法律違反に対する罰則も説明された。しかし、

全ての措置〔action〕が取られる前に、まず学校の地位が決定されなければならない。文部省には、近い将来、朝鮮人学校に対する勧告文書を出すことが求められる。

ここでいう「措置」が何を想定しているかは定かでなく、文部省に何を要求しているのかは明言されていない。しかし、おそらくこれは 1.24 通達には違反者への罰則が明示されていなかったことから、認可を申請しない朝鮮人学校は「一条校」³³でも各種学校でもなく、学校の立場が明確でない以上罰則等が適用できないと論じ、「文部省には、近い将来、朝鮮人学校に対する勧告文書を出すこと」が求められたものと思われる³⁴。

このような状況を受けてか、3月1日、文部省学校教育局長は都道府県知事に「各種学校の取扱について」（発学第81号）を通達した（以下、3.1通達）。この通達は、「学校教育法第84条³⁵の運営については、基準の明瞭でない点があり、かつ無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態」があるとして、各種学校を以下のように再定義したものである。これにより、認可されないまま教育が続けられている朝鮮人学校は各種学校とされ、認可なしでは運営自体が禁じられたのだった。

- 一、一以上の教科もしくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第84条の規定によって、これを各種学校として認める。従って同法第83条において準用された第4条³⁶の規定について各種学校設置の認可を受けさせなければならない。（但し学校教育法第1条に掲げる学校及び既に認可を受けた各種学校を除く）もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる。
- 二、当該教育施設は前項の都道府県監督庁の認可を受けるまでは教育を行ってはならない。
- 三、講習会及びこれに準ずるものについては、前二項は適用されない。
- 四、第一項に該当するものの校長もしくは学校を代表して校務を掌る者は、この通達交附後二ヵ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならない³⁷。

この通達の後、山口県は3月31日付で朝鮮人学校を閉鎖するよう命令した³⁸。そしてこれに対して在日朝鮮人のなかからは3月31日から4月1日にかけて、大規模な反対運動が起こり³⁹、デモ隊に先立って出発した交渉委員は県庁で副知事らと交渉し、学校閉鎖措置の無期延期を要求した。しかし県がこの要求に応じなかったため、交渉は翌日も続き、最終的には「教員の水準、教科内容および教育施設の不十分なものは閉鎖を延期することができない」が、「実情を調査した上で適当なものは存続を許可する方針で、その決定まで従来どおり継続を認める」との県の妥協案に交渉委員が同意して終了した⁴⁰。

(表2-1) 山口県朝鮮人学校児童数学級数教員数調 昭和23年11月

| 学校名 | | 男女 | 学年別児童数 | | | | | | 教員数 | |
|----------|--------|----|--------|-----|-----|-----|----|----|----------|----|
| | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | | 計 |
| 朝連岩国小学校 | | 男 | 16 | 13 | 9 | 12 | | 10 | 61(60) | 3 |
| | | 女 | 14 | 12 | 11 | 7 | | | 44 | |
| 同 | 柳井分校 | 男 | 4 | 3 | 6 | | | | 13 | 2 |
| | | 女 | 6 | 2 | 3 | | | | 11 | |
| 同 | 光分校 | 男 | 6 | 9 | 6 | 1 | 5 | | 27 | 5 |
| | | 女 | 8 | 6 | 8 | 2 | 6 | | 30 | |
| | 光三勝分室 | 男 | 2 | 2 | 3 | | 2 | | 9 | 1 |
| | | 女 | 3 | 3 | 2 | | 4 | | 12 | |
| 同 | 徳山分校 | 男 | 16 | | 12 | | | | 28 | 1 |
| | | 女 | 10 | 5 | 4 | | | | 19 | |
| 朝連宇部小学校 | | 男 | 42 | 28 | 20 | 18 | 22 | 11 | 141 | 6 |
| | | 女 | 34 | 37 | 24 | 22 | 13 | 10 | 150(140) | |
| 同 | 防府分校 | 男 | 8 | 10 | 5 | | | | 13 | 2 |
| | | 女 | 15 | 14 | 10 | | | | 39 | |
| 同 | 山口分校 | 男 | 4 | | 1 | 4 | | | 9 | 1 |
| | | 女 | 9 | | 3 | 4 | | | 16 | |
| 同 | 小郡分校 | 男 | 3 | 2 | 3 | 3 | | | 11 | 2 |
| | | 女 | 2 | 6 | 5 | 4 | | | 17 | |
| 同 | 共和分校 | 男 | 7 | | | 11 | | | 18 | 1 |
| | | 女 | 11 | | | | | | 12 | |
| 朝連小野田小学校 | | 男 | 16 | 28 | 20 | 32 | | | 97(96) | 3 |
| | | 女 | 19 | 28 | 16 | 12 | | | 80(75) | |
| | 第一分室 | 男 | 31 | 20 | 8 | | | | 59 | 1 |
| | | 女 | 16 | 10 | 5 | | | | 31 | |
| | 第二分室 | 男 | 8 | | | | | | 8 | 1 |
| | | 女 | 10 | | | | | | 10 | |
| 同 | 厚狭分校 | 男 | 12 | 13 | 5 | | | | 30 | 2 |
| | | 女 | 6 | 4 | 1 | | | | 11 | |
| 同 | 船木第一分校 | 男 | 22 | 19 | | | | | 41 | 2 |
| | | 女 | 8 | 8 | | | | | 16 | |
| 同 | 船木第二分校 | 男 | | | 20 | | | | 20 | 1 |
| | | 女 | | | | | | | | |
| 同 | 生田分校 | 男 | 8 | 3 | 4 | 8 | | | 23 | 1 |
| | | 女 | 1 | 5 | 6 | 3 | | | 15 | |
| 同 | 小野分校 | 男 | 4 | 13 | 9 | 6 | | | 32 | 2 |
| | | 女 | 6 | 2 | 6 | 5 | | | 22(19) | |
| 朝連下関小学校 | | 男 | 85 | 90 | 92 | 59 | 37 | 25 | 388 | 14 |
| | | 女 | 74 | 120 | 47 | 47 | 28 | 17 | 333 | |
| | 園田分室 | 男 | 10 | 12 | | | | | 22 | 1 |
| | | 女 | 4 | 15 | | | | | 19 | |
| | 樽崎分室 | 男 | | | 3 | 2 | | 5 | 10 | 1 |
| | | 女 | 4 | | 1 | 1 | | | 7(6) | |
| 同 | 彦島分校 | 男 | 8 | | 8 | | | | 16 | 1 |
| | | 女 | 6 | 8 | 9 | | | | 23 | |
| 同 | 小月分校 | 男 | 21 | 17 | 15 | | | | 53 | 3 |
| | | 女 | 11 | 11 | 5 | | | | 27 | |
| 同 | 西市分校 | 男 | 13 | 10 | | 10 | 9 | | 42 | 3 |
| | | 女 | 15 | 10 | | 7 | 12 | | 44 | |
| 同 | 殿居分校 | 男 | 7 | 6 | 7 | 7 | 4 | | 31 | 3 |
| | | 女 | 3 | 4 | 5 | 4 | 5 | | 21 | |
| 計 | | 男 | 353 | 298 | 256 | 175 | 79 | 51 | 1,212 | 63 |
| | | 女 | 296 | 315 | 181 | 121 | 69 | 27 | 1,009 | |

二ヶ学年複式13、三ヶ学年複式3、四ヶ学年複式2、五ヶ学年複式1、単級1、計67

出典：1949年1月14日「朝鮮人学校の実情報告について」(教学第146号) CIE(C)-04236

この後、山口県教育部は朝鮮人学校の調査を行った。そして4月28日に朝連学院田耕初等校・同殿居校、30日に小野田朝連初等学院と有帆・東山・厚狭分校及び岩国学院、5月1日に生田・船木・小野田青年同盟学院に閉鎖令を出した⁴¹。閉鎖後の朝鮮人学校は(表2-1)のとおりである。

3. 5.5 覚書の調印と「朝鮮人学校に関する問題について」(発学第200号)通達後の山口県の対応

3-1. 朝鮮人学校認可の申請をめぐる山口県、CIE、文部省の見解

山口県で朝鮮人学校閉鎖令発令後、全国各地でも朝鮮人学校に閉鎖令がだされ、それに対する閉鎖令撤回運動が展開された。なかでも最大の抗議運動といわれるのは大阪・神戸で起こった阪神教育闘争である。この運動を受けて文部省と朝鮮人教育対策員会代表が協議し、1948年5月5日、文部大臣森戸辰男、朝鮮人教育対策員会責任者崔瑢根が覚書に調印した(以下、5.5覚書)。

これにより、「朝鮮人の教育は教育基本法及び学校教育法に従うこと」としつつも、「朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可を申請すること」を条件に、「自主性が認められる範囲において」学校の運営が容認された⁴²。そして翌5月6日、文部省学校教育局長は各都道府県知事に「朝鮮人学校に関する問題について」(発学第200号)を通達し、5.5覚書に基づく措置を以下のように示した。

- 1、覚書中「私立学校として自主性が認められる範囲内」とは、次の二つを意味する。
 - イ、朝鮮人自身で私立の小学校、中学校を設置し義務教育としての最小限度の要件を満たし、その上は法令に許された範囲内において、選択教科、自由研究及び課外の時間に朝鮮語で、朝鮮語、朝鮮の歴史、文学、文化等を朝鮮人独自の教育を行うことができる。ただしこのように朝鮮人独自の教育をする場合教科書については、連合国軍総司令部民間情報教育部の認可を受けたものを用いる。
 - ロ、一般の小学校、中学校において義務教育を受けさせるかたわら放課後又は休日等に朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて朝鮮人独自の教育を受けさせることも差支えない。
- 2、既設朝鮮人学校については、認可申請があった場合には、設置基準に合致しているかどうかを直ちに審査の上、速かに認可し授業の再開について、できるだけ便宜を与えること。
- 3、小学校、中学校の設置主体は財団法人でなければならないが法人の設立認可申請書を1ヶ月内(但し特別な事情のある場合は2ヶ月内)に提出することを条件として、学校設置の認可をしても差支えない。
- 4、校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある対応をお願いしたい。
- 5、朝鮮人児童にして公立学校等に転学を必要とする場合には特に便宜を供与し、日

本人生徒と同一に扱われるように取計らわれたい。

6、今後の朝鮮人教育問題については各地方庁は、朝鮮人の学校責任者及び文教責任者の意見を十分聴取した上解決に努力されたい⁴³。

この通達によって、在日朝鮮人児童が朝鮮語や朝鮮史等を学ぶのは、朝鮮人学校・公立学校のいずれにしても正課外に限定されることが再度定められた。そして、認可を受けた「義務教育としての最小限度の要件を満たす」私立小・中学校と、放課後や休日に運営される各種学校が認められた。

1948年7月31日、山口県は「朝鮮人学校の特殊性を考慮し」、条件付きで⁴⁴朝連下関小学校・宇部小学校・小野田小学校・岩国小学校の4校および16分校、5分室を認可した⁴⁵。しかしこれらの学校は8月31日までに法人設立認可申請書を出すという山口県の条件に従わず、1949年1月になっても正式には認可されていない状況であった⁴⁶。

そこで山口県はこの事態を文部省に報告し、「学校設置の認可を取消すことはできないか。」と質問した⁴⁷。しかし文部省は

朝鮮人が日本の法律を十分に理解していないこともあつて、朝鮮人学校の財団法人設立の認可の手続きは他の府県の場合にも、なかなかはかどっていないのが実情である。山口県のも現在に至るまで認可にならないのは遺憾であるが、できるだけ早く書類を整備させて、手続きを促進するよう山口県に勧奨したい⁴⁸。

と答え、山口県はじめ全国各地で朝鮮人学校が通達の指令に従わないことは遺憾であるとしつつも、あくまで認可を進めるよう回答した。

また文部省学校教育局長は、1949年4月26日にCIEの照会に回答した「朝鮮人設置学校の財団法人設立認可進捗状況について」(発学第230号)⁴⁹でも次のように述べている。

昭和二十三年五月六日付発学二〇〇号文部省学校教育局長発各都道府県知事あて「朝鮮人学校に関する問題について」通達中、第三項の財団法人の設立認可申請書を一ヶ月内(但し特別な事情のある場合は二ヶ月内)に提出することを条件として学校設置の認可を与へた場合、この一ヶ月乃至二ヶ月の期限を経過しても尚且つ財団法人設立認可申請書を出さない時は、学校設置の認可の条件に違反するものとして学校設置の認可を取消すことができるか。

右に対する見解

一定期限内に財団法人認可申請書を出すことを条件として、学校の設置を認可されている場合、学校当事者が財団法人を設立すべき義務を負っていることは明らかである。従つて監督庁の再度の命令に反して、なお財団法人設立の認可申請を提出しないこと

は、学校教育法第十三条第二号に違反するものであつて、かかる学校に対しては閉鎖を命じ得るものと考えられる。

ただ以上は純粹に法律の見解であるが、政策的見地から考えて、朝鮮人学校に対して直ちに閉鎖を命ずることは重大な政治問題となることが予想されるので慎重な考慮を要する⁵⁰。

文部省は、CIEにも認可を申請しない朝鮮人学校が日本の法令に違反していることは明白で学校を閉鎖し得るが、「重大な政治問題」の発生を恐れ、「慎重な考慮を要する」と述べた。この文書から、文部省は閉鎖令によって再び全国各地で反対運動が起こることを警戒し、命令に違反する朝鮮人学校を積極的に取り締まろうとはしなかったことが読み取れる⁵¹。

3-2. CIE 職員による山口県にある朝鮮人学校の調査

一方、1949年1月28日から2月10日まで、CIE教育課の連絡調査係地方連絡官⁵²であるフォークナー（Theodore A. Faulkner）が、山口県の朝連学校を調査した⁵³。そして調査報告書で、朝鮮人学校の設備が不十分であることや、教師は無資格かつ朝連の幹部であり、ある教師には犯罪歴もあること、共産主義教育や北朝鮮のプロパガンダや好戦的愛国主義〔jingoistic〕を教えていること、学校の至るところに北朝鮮旗が掲げられていることが問題とし、さらにこの学校の目的が

- (1) 日本を憎む態度を育てること
- (2) 合法的に作られた権力や民主的な政府に逆らう態度を育てること
- (3) 政治的共産主義に調和・受容できる態度を育てること
- (4) 子どもたちには狂信的に北朝鮮政府に愛国的になるように、そして北朝鮮旗に向かって唯一の忠誠を誓うことを教えること
- (5) 合法的に設立された韓国政府がアメリカの厳格な軍事支配の下にある傀儡政権だと教えること

であると報告した。そして次のように勧告した。

- a. 山口県にある26校の朝連小学校〔Korean League Primary Schools in Yamaguchi〕はできるだけ早く閉鎖され、2,223名の朝鮮人児童は日本の公立学校に転入すること
- b. 山口県の朝連教育者や朝連幹部は、日本の法律や占領軍の指示に対する多数の違反のために告発され審議されること、さらに彼らを強制送還処分にする
- c. 文部大臣と朝鮮人教育対策委員会の間で調印された覚書は無効とし、大韓民国外

交部〔Korean Diplomatic Division〕から覚書〔5.5 覚書〕に替わる政策文書を発行すること

- d. 好戦的愛国主義かつ共産主義的な書籍は日本中の朝連小学校から取り除かれ、県当局によってできるだけ早く調査されること〔turn over〕
- f. 朝連事務所を日本中の朝鮮人学校から取り除くこと

ここで興味深いことは、フォークナーが山口県にある全ての「朝連小学校」を閉鎖させるべきだと勧告し、理由として北朝鮮支持や共産主義教育を挙げたことである⁵⁴。

1948年5月10日に南朝鮮で単独選挙、8月13日に大韓民国樹立の宣布式挙行、9月9日に朝鮮民主主義人民共和国が樹立した⁵⁵。米軍が南朝鮮に進駐していることから、大韓民国に最も近い山口県で共産主義や北朝鮮支持の教育が行われることは、CIEにとって特に危機意識を抱かせるものであったと考えられる。このように文部省とCIEには朝鮮人学校に対する認識と対応は異なっていた。

4. 第二次朝鮮人学校閉鎖とその後の在日朝鮮人児童の状況

1949年4月4日、軍国主義的・極端な国家主義的及び反民主主義的な団体の結成や活動を禁止する「団体等規正令」(政令第64号)が公布された。そしてこの法律が適用されて9月8日、朝連ほか四団体とその下部組織に解散命令が出された⁵⁶。これを受けて文部省管理局長・法務府特別審査室局長は、10月13日「朝鮮人学校に対する措置について」を通知し、「旧朝鮮人連盟の本部、支部等が設置していた学校については、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして処置」をとる⁵⁷。

山口県では10月19日、4つの朝連小学校と17分校、3分室を閉鎖し、財産が接収された(表4-1)⁵⁸。

また山口県には朝連学校以外にも朝鮮人学校があり、これらの学校には改組令が出された。しかしこれらの学校はいずれも運営の許可申請手続きを行わなかったため⁵⁹、1949年11月4日、山口県教育部は財産保全措置をとった(表4-2)⁶⁰。

こうして山口県では、まず朝連学校が閉鎖され、それ以外の学校も全て閉鎖されたのであった。1949年10月・11月に計30校の朝鮮人学校(分校・分室を含む)が閉鎖され、約2,400人の児童生徒が公立学校への転入を余儀なくされた⁶¹。朝鮮人学校閉鎖後の転入状況について、次に2つの報告書から事例を分析する⁶²。

(表 4-1) 1949年10月19日現在で閉鎖された山口県の朝鮮人学校

| 学校名 | | 認可の有無 | 教員数 | 児童数 | 財産接收 |
|----------|---------|-------|-----|-------|------|
| 朝連岩国小学校 | | 有 | 6 | 118 | 有 |
| 同 | 柳井分校 | 有 | 2 | 30 | 有 |
| 同 | 光分校 | 有 | 5 | 62 | 有 |
| | 光分校第三分室 | 有 | 1 | 26 | 有 |
| 同 | 徳山分校 | 有 | 3 | 63 | 有 |
| 朝連宇部小学校 | | 有 | 6 | 291 | 有 |
| 同 | 防府分校 | 有 | 2 | 62 | 有 |
| 同 | 山口分校 | 有 | 1 | 25 | 有 |
| 同 | 小郡分校 | 有 | 2 | 28 | 有 |
| 同 | 共和分校 | 有 | 1 | 29 | 有 |
| 朝連小野田小学校 | | 有 | 3 | 177 | 有 |
| | 第一分室 | 有 | 1 | 90 | 有 |
| | 第二分室 | 有 | 1 | 18 | 有 |
| 同 | 厚狭分校 | 有 | 2 | 41 | 有 |
| 同 | 船木分校 | 有 | 2 | 77 | 有 |
| 同 | 生田分校 | 有 | 1 | 38 | 有 |
| 同 | 小野分校 | 有 | 2 | 54 | 有 |
| 朝連下関小学校 | | 有 | 15 | 688 | 有 |
| | 園田分室 | 有 | 1 | 41 | 有 |
| | 樽崎分室 | 有 | 1 | 13 | 有 |
| 同 | 彦島分校 | 有 | 1 | 50 | 有 |
| 同 | 小月分校 | 有 | 3 | 60 | 有 |
| 同 | 西市分校 | 有 | 3 | 97 | 有 |
| 同 | 殿居分校 | 有 | 2 | 59 | 有 |
| 計 | | | 67 | 2,237 | |

出典：文部省「第一次措置による閉鎖学校（昭和24年10月19日現在）」GS(A)-02504

(表 4-2) 1949年11月4日現在で閉鎖された学校

| 学校名 | 認可の有無 | 教員数 | 児童数 | 財産接收 |
|---------|-------|-----|-----|------|
| 朝鮮下関中学校 | 無 | 1 | 4 | 有 |
| 朝鮮宇部中学校 | 無 | 1 | 43 | 有 |
| 朝鮮岩国小学校 | 無 | 1 | 38 | 有 |
| 朝鮮富田小学校 | 無 | 2 | 35 | 有 |
| 朝鮮萩小学校 | 無 | 1 | 30 | 有 |
| 朝鮮仙崎小学校 | 無 | 1 | 50 | 有 |
| 計 | | 7 | 200 | |

出典：文部省「第二次措置による閉鎖学校（昭和24年11月4日現在）」GS(A)-02504

4-1. 下関市立向山小学校の状況

下関市では、学校閉鎖令が出されると在日朝鮮人父兄や児童が市や学校当局に赴き⁶³、①朝鮮文化を正課で教えること、②朝鮮人教師を雇うこと、③朝鮮人教育のために適当な経費を支給すること、④朝鮮人児童の日本の学校への集団入学を認めることを要求した。下関市は当初これらの要求を退けていたが、朝鮮人との間でさらに争いが起こることを避け、④集団入学を認めた⁶⁴。そこで、朝連下関小学校本校の在籍児童で向山小学校に転入予定であった児童は、旧朝連本部にあった従来の校舎に収容され、そこに日本人教師が配置されたようである⁶⁵。報告書には向山小学校の朝鮮人児童数が(表4-3)のように記載されている⁶⁶。

(表4-3) 下関市立向山小学校の在日朝鮮人数

| | 年齢に即した学年に在籍する児童数 (学齢で見た人数構成) | | | 適切な学齢よりも年上の児童を含む児童数 (実際のクラスの構成人数) | | | 初めから自主的に就学している児童数 (親が南朝鮮出身) | | |
|----|---------------------------------|----|----|--------------------------------------|----|-----|--------------------------------|----|----|
| | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 |
| 1年 | 26 | 23 | 49 | 30 | 38 | 68 | 3 | 1 | 4 |
| 2年 | 31 | 28 | 59 | 54 | 49 | 103 | 2 | 0 | 2 |
| 3年 | 35 | 38 | 73 | 57 | 60 | 117 | 2 | 4 | 6 |
| 4年 | 40 | 27 | 67 | 32 | 15 | 47 | 5 | 6 | 11 |
| 5年 | 32 | 38 | 70 | 18 | 20 | 38 | 5 | 2 | 7 |
| 6年 | 28 | 30 | 58 | 1 | 2 | 3 | 8 | 5 | 13 |

出典：“Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”，
CIE(C)-06900

(表4-3)からは、転入児童の学年ごとの在籍者は第2、第3学年が最も多く、実年齢の学年には在籍していない児童が多いことがわかる。これについて報告書は次のように述べている。

朝鮮人の代表は学校当局に、5、6年生に該当する児童を適齢の児童と共に、2、3学年低いクラスに入れることを要求した。これらの年長者は年齢に適したクラスよりも学力が低いためだという。しかし事實は、これらの年長児童は朝鮮人の代表者によってよく訓練されており、同じクラスの年少者をコントロールするためであるようにみえる。〔年少の〕児童は教師の言葉には従わずに、〔同じクラスにいる〕年長児童の言葉に従っている。たとえば、教師が勉強のために教科書とノートを出しなさいと言っても、年長者の許可がなければ、年少児童は決して教科書を取りださない⁶⁷。

この文書では、在日朝鮮人児童が当該年齢の授業を受けることが困難であると述べたこと、年長者が教室内で年少者をコントロールしているようにみえること、それが朝連代表者の作戦にみえることが指摘されている。朝連下関小学校では集団入学が認められ、旧朝鮮人学校の児童は、同じ校舎で同じ級友と学ぶことになった。しかし、授業内容への適応や日本人教師と朝鮮人児童が信頼関係を築くことに困難があり、教室内は絶えず緊張状態にあったといえる。

またこの報告書の末尾には、朝鮮人学校閉鎖以前から公立学校に在籍していた朝鮮人児童が、転入してきた朝鮮人児童から「裏切り者〔betrayers〕」とみなされている、という向山小学校長の指摘がある。この記述は、朝連小学校閉鎖以前に向山小学校に転入／初めから在籍していた児童も、おそらく同時期に旧朝連小学校を校舎とした「向山小学校」に再編入させられ、そこで学校閉鎖後に転入してきた朝鮮人児童に「裏切り者」扱いされたことを指していると考えられる。先の引用文からもわかるように、朝連学校閉鎖後転入してきた児童の学校閉鎖に対する憤りは激しかった。この怒りの矛先が「裏切り者」とされた朝鮮人児童に向けられたものと想像される。このように立場の異なる朝鮮人児童を一括りに扱うことは、児童同士の間に対立を生じさせるものであった。

4-2. 徳山市の状況

一方徳山市では、朝鮮人学校閉鎖されると朝鮮人保護者が市当局に対して、①朝鮮人児童のために日本の〔公立学校〕分校を設立すること、②そうでなければ、朝鮮人児童のために特設学級を設置すること、③朝鮮人教師が朝鮮史と朝鮮文化を教えることを認めることを要求した⁶⁸。しかし市はこれらの要求が日本の学校の規制に完全に反しているとして退けた。そして

1. 朝鮮人児童は日本の学校の学区の規制に従わなければならない。
2. 朝鮮人児童は日本の教育法に完全に即さなければならない、その他いかなる授業もなされるべきではない。
3. 適切な朝鮮人教師が見つかるまで、さしあたり朝鮮人教師は雇うべきではない。
また、朝鮮語や朝鮮史は朝鮮人児童に教えられるべきではない。
4. 全ての児童はその年齢に応じた学年に属さなければならない⁶⁹。

という方針を遂行した。報告書が「このような強硬な態度は非常に功を奏し、どの県・市町村でも見られないほどの静かな状況をもたらしている」と評価していることから、徳山市では居住区の小学校の学齢に応じた学年に転入し、他の日本人児童と同じカリキュラムで教育が行われたと思われる。なお報告書に記載された徳山市の在住在日朝鮮人児童の構成は（表4-4）のとおりである。

(表 4-4) 徳山市の在日朝鮮人児童数

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 | 計 |
|----|------|------|------|------|------|------|----|
| 男子 | 2 | 7 | 3 | 1 | 5 | 5 | 23 |
| 女子 | 6 | 4 | 5 | 5 | 1 | 1 | 22 |
| 計 | 8 | 11 | 8 | 6 | 6 | 6 | 45 |

出典：“Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”, CIE(C)-06900

向山小学校と徳山市のケースでは対応に大きな違いがみられた。この違いの要因として、まず考えられるのは在住朝鮮人児童数である⁷⁰。在住者数によって在日朝鮮人による反対運動の脅威の大きさや、受け入れ校側の困難は全く異なり、これが転入措置の展開に大きな影響を与えたと思われる。

また、朝鮮人団体が持っていた力の大きさも影響を受けたと思われる。下関市には朝連山口県本部があり、報告書には「下関の朝鮮人リーダーは最も過激〔radical〕な存在として知られ、この市に住む朝鮮人のほとんどが多かれ少なかれ影響を受けてきた」と書かれている⁷¹。その地域の在日朝鮮人リーダーがどのような人物か、そのリーダーを市の行政担当者がどのように評価していたか、という点も転入措置に影響を与えたと考えられる。

反対に、市の担当者側がどの程度在日朝鮮人に関する知識を持ち、措置を取りうる能力があるかということも影響を与えたと思われる。徳山市の報告書には、「幸運にも、徳山市の副市長や教育局長は約 27 年も朝鮮で過ごし、彼らは朝鮮人児童をどのように扱うべきか、完全に理解していた」と書かれている⁷²。このことから徳山市の職員は、朝鮮での勤務経験から、在日朝鮮人の要求を完全に退けて日本の法律を厳格に従わせる力があつた、と自負していたことが読みとれる。

在日朝鮮人児童の転入状況は、これらの要素のみで決定するわけではない。しかし、個人の教育選択がこのような対応の違いの下にあったことは踏まえる必要があるだろう。

5. おわりに

本稿では以下のことを明らかにした。

まず、GHQ 文書や『山口県警察史』、『防長新聞』の資料から、為政者たちは朝鮮人学校が山口県の指示に従わないために山口県や山口軍政部が朝鮮人学校を閉鎖させるべきだという認識を強めた、と読み取れることである。なかでも命令に従わない朝鮮人学校に対する危機意識をとりわけ強く抱いたのは山口県や山口軍政部であり、文部省の対応に先行して独自に規制を強めていたことが確認できた。

これに対して CIE は、1949 年 2 月に行った朝鮮人学校調査で、共産主義教育や北朝鮮を支持する教育を行っていることから「朝連小学校」を閉鎖するべきだと強く勧告した⁷³。本稿ではあまり取り上げることができなかつたが、CIE が共産主義教育を強く警戒するのは、1948 年後半以後である⁷⁴。この時期に CIE がこれらの教育を問題視したのは、1948 年に入り、朝鮮半島が分断され朝鮮戦争開始に向かうなかで、北朝鮮支持や共産主義に対す

る脅威が強まったことによるといえるだろう。

ここで注目すべきことは、文部省がほぼ一貫して在日朝鮮人教育の具体的な方針を示すことや、違反した学校を取り締まることに消極的であったことである。たとえば文部省は1.24 通達で在日朝鮮人教育の方針を示したが、この通達に対しては不十分な点が多かったためか、それが補強される形で3.1 通達が出された⁷⁵。また5.5 覚書調印後は、山口県やCIEが文部省に朝鮮人学校認可が進まないことへの見解を求めると、「政策的見地から考えて、朝鮮人学校に対して直ちに閉鎖を命ずることは重大な政治問題となることが予想されるので慎重な考慮を要する」と答え、認可を促し続けるだけで具体的に対応しようとしなかった。このような姿勢から、文部省は学校閉鎖に伴う暴動に注意を払ったものの、自ら違反を取り締まろうとはせず、在日朝鮮人設立学校への就学者及び公立学校への就学者のいずれにも彼らの立場や要求にも配慮しようとしたとはいえないと考える。

また本稿では、1949年の朝連解散に伴う朝鮮人学校閉鎖以降の公立学校への転入状況も検討した。下関市と徳山市における公立学校への転入からは、地域によって様々な措置が取られたこと、そのなかで在日朝鮮人の要求は充分には受け入れられなかったこと、転入措置は在日朝鮮人の在住状況や朝鮮人リーダーの力量、特に山口県では市職員の戦前の朝鮮半島での勤務経験が転入措置を左右した可能性があったことが明らかになった。

以上を踏まえ、今後検討したいのは以下の課題である。

第一に、朝鮮人学校が文部省や山口県の指示に従わなかったと記されている事態がいかなるものか、具体的に明らかにすることである。今回使った資料を見た限りでは、なぜ朝鮮人学校が指示に従わなかったのかわからなかった。朝鮮人学校側の目指している運営方針や教育実践と今回読んだ為政者側の文書を照合し、為政者の評価がどのような意味をもつのか再検討したい⁷⁶。

第二に、山口県と中央の関係についても理解を深めることである。たとえば本稿では、1.24 通達後、山口軍政部は無認可学校に何らかの地位を与えることを求め、文部省が3.1 通達を出すと、各県レベルで第一次学校閉鎖令が出されたことを論じた。しかし軍政部の勧告が本当に文部省の3.1 通達に影響を与えたかは不明であり、3.1 通達が山口県の学校閉鎖令に決定的な影響を与えたのかも分からなかった。さらなる資料検討と先行研究の理解を通じ、各機関の対応の繋がりを踏まえて分析を進めたい。

第三に、山口県での在日朝鮮人教育への対応を他の地域とも比較し、その意味や位置を押さえることである。文部省通達の地方での実施過程を捉えるうえでも、山口県独自の対応を捉えるうえでも、山口県という地域の対応がどのような独自性を持ち、それが何に起因するのか、また山口県の対応は文部省や他の府県に対してどのような影響を与えたのか、明らかにする必要がある。塚本の研究をはじめ、他の先行研究を再度読み、分析したい。

第四に、占領期の日本政治や朝鮮半島の情勢についても理解を深め、在日朝鮮人教育政策を捉えることである。たとえば本稿では1948年後半から（とりわけ1949年以降）、朝

連学校が共産主義教育をしていることをCIEが問題視し、朝鮮人学校閉鎖を主張したことを明らかにした。この時期は在日朝鮮人に限らず国内で共産党員の検挙が始まる時期でもある。日本社会の情勢、朝鮮半島の分断と戦争が開始する過程のなか、朝鮮人学校閉鎖はどのように位置づけるのか。朝鮮戦争や占領期の教育改革などの研究も読み、広い視野を持って考えたい。

また本稿では、朝鮮人学校をめぐる為政者の認識の検討が柱であり、朝鮮人学校に通わなかった児童を含め、彼らの教育経験を明らかにしたいという課題関心には依然として及ばなかった。在日朝鮮人がどのような政策下に置かれていたのかを明らかにし、その下で彼らがどのように生きようとしたのか、今後も資料の分析を重ね、少しでもその現実近づきたい。

¹ 本稿は修士論文を加筆修正したものである。本稿における「在日朝鮮人」とは、戦前植民地支配期あるいは終戦直後から朝鮮戦争期にかけて朝鮮半島から渡日して定住した者とその子孫で、外国人登録の国籍欄が「韓国」「朝鮮」である人々を対象としている。「朝鮮」とは南北朝鮮の総称であり、国家を表すものではない。

また本稿で扱う朝鮮人学校就学者数等の統計は、日本国籍である児童生徒を含む可能性がある。しかし出典を明記してさしあたりそのまま使用した。

² 終戦時日本には約200万人の在日朝鮮人がおり、そのうち約140万人が帰還したといわれる。(法務研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』湖北社、1975年、68頁)

³ たとえば李東準『日本にいる朝鮮の子ども』(春秋社、1956年)、朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』(三一書房、1989年)、金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』(社会評論社、2002年)、呉圭祥『ドキュメント 在日本朝鮮人連盟 1945-1949』(岩波書店、2009年)など。

⁴ 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』(亜紀書房、1973年)

⁵ 同上、13頁

⁶ 小沢は「民族教育」について明確に定義していない。しかし文脈から「朝鮮の歴史、地理や理科などを母国語で教える」ことを想定していると読み取れる。(同上、179頁)

⁷ 同上、554頁

⁸ 学校教育法第1条で定められた「一条校」(大多数が市町村立小学校)への就学者数は1955年に90,540人(92.59%)、1959年に91,394人(88.57%)、1966年に52,799人(76.14%)、1985年に57,269人(84.63%)である。これに対し、在日本朝鮮総連合会及び在日本大韓民国居留民団の設置運営した学校への就学者数は1955年に7,247人(6.27%)、1959年に11,793人(9.52%)、1966年に16,550人(20.71%)、1985年に10,403人(16.09%)であった。

なお小沢有作も「49年秋の朝鮮人学校閉鎖がいかにおおきな打撃を在日朝鮮人の民族教育にあたえた」かの根拠として、筆者も利用した『学校基本調査報告書』の公立学校への就学者数を取り上げている。そして公立学校への就学者が8割以上を占めたことを述べている(前掲、小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』294頁)。

1949年の朝鮮人学校閉鎖措置が公立学校就学への大きな契機になったという見方には、

筆者も同感である。しかし、小沢の「49年秋の朝鮮人学校閉鎖令は、解放後上昇のみちをあゆんだ朝鮮人学校運動をくつがえし、同化教育を体制としてうちたてる役割を果たした」という結論は(同上、295頁)、この時期に学校閉鎖によらずに公立学校への就学を選択した人々や、閉鎖後も朝鮮人学校の運営を続けた人やそこに通った人々の選択には関心が払われておらず、彼らの就学状況の実態を捉えきれていないと考える。

⁹ 同上、292頁、305頁など。

¹⁰ 塚本久美子「占領期の在日朝鮮人教育政策史—GHQと日本政府の関係に着目して—」(お茶の水女子大学『人間発達研究』2000年)

¹¹ CIE (Civil Information and Education Section) は1945年9月22日に設置されたGHQの一部局で、マスコミ統制、政教分離、六・三制、教育委員会制度、教科書検定、社会科の導入など、日本の精神風土や教育、宗教などの非軍事化、民主化を担当した。(竹前栄治『GHQ』(岩波書店、1983年、115頁)

¹² 資料の性質上、本稿では検討対象が朝鮮人学校(特に在日本朝鮮人連盟の設置・運営する学校)、及びその朝鮮人学校に通う児童を中心とせざるをえなかった。筆者は朝鮮人学校への就学者のみに関心があるわけではない。しかし、為政者が朝鮮人学校就学者に注目していたため、彼らに関する資料が圧倒的に多いことを念頭に置き、さしあたり入手した資料をもとに検討を進める。

¹³ 在日朝鮮人の教育に関してどのような指令が出たのか、それがどのような意図に基づいていたのか、といった点をGHQ文書をもとに分析した研究は塚本久美子や金太基の他にはほとんどない。朝鮮人学校関係の統計については、金徳龍、中島智子、瀬上幸恵らも引用している。

¹⁴ 金徳龍『朝鮮学校の戦後史—1945～1972年』、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』など。山口県における対応は、後に全国各地で起こった朝鮮人学校閉鎖令とそれに対する反対運動に何らかの影響を与えていると考えられる。

¹⁵ 東京については朴慶植の資料集や、梶井陟『朝鮮人学校の日本人教師』(日本朝鮮研究所、1966年)、大阪・神戸については金慶海ら編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集』(全2巻)(明石書店、1988年)や坂本和泉「公立朝鮮人学校の自主校移管の問題—大阪市立西今里中学校の場合を中心にして」(『大分大学教育学部研究紀要 教育科学』3-(4)、1969年)などがある。

¹⁶ GHQ文書は非常に膨大な資料があり、全てを把握することは困難である。しかし、金英達や金太基の研究、目録などから、山口県については、朝鮮人学校に関するある程度まとまった資料を確認できる。また『山口県史』や『山口県政史』、『山口県警察史』にも在日朝鮮人に関する記述があり、これらが利用可能である。

なお、占領期の山口県における在日朝鮮人教育を検討した先行研究には、瀬上幸恵「山口県における民族教育擁護闘争」(和光大学総合文化研究所年報『東西南北 別冊01』、2000年12月)があり、この論文もGHQ文書を用いて1948年から1949年にかけての朝鮮人学校への調査や学校閉鎖令について詳細を記している。しかし瀬上の研究は学校閉鎖令に反対した在日朝鮮人の体験を証言に基づいて明らかにすることを主眼としており、筆者のアプローチとは異なっている。

¹⁷ 前掲、竹前栄治『GHQ』55頁

¹⁸ 同上、56頁

¹⁹ 前掲、大西比呂志「山口県における占領組織と管轄区域」108頁

²⁰ そして1946年7月以降から山口軍政府本部は山口軍政本部あるいは山口軍政部の名称

を用いるようになった(山口県文書館編『山口県政史 下』537頁)。

²¹ 前掲、金徳龍『朝鮮学校の戦後史』17頁

²² 朝連は教科書編纂や講師の養成と派遣を進め、在日朝鮮人の定住が確定していく1946年には、恒久的な教育方針を立て、中央集権的な統一された指導体系や、初等・中等・師範という教育システムを作った(同上、32-34頁)。

²³ “Extract taken from letter, Headquarters Chugoku Military Government Region, Subject: “CI&E policy”, File 510, dated 8 April 1947.” 4 December 1947, CIE(C)-04236

発学第62号とは、「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」に関する通達で、SCAPが日本政府に発した1945年10月30日付の「教師及び教育関係者の調査、適格審査及び証明など」に関する覚書(SCAPIN 212号)に基づくものである。金太基によれば、この指令はSCAPが日本の軍国主義、偏狭な民主主義教育の根絶をはかるために、それらの思想を持った者、そして占領政治に反感を抱き、あるいは反対する教職者を教育界から追放することを定めたものがある。(前掲、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』392頁)

²⁴ 終戦時、山口県で教育の業務を担っていたのは、内政部であった(山口県文書館編『山口県政史 下』527頁)。1946年に中央で行政改革が行われ、2月山口県でも庶務細則の全面改正が行われた。これにより教育と民生関係の業務は、教学・社会教育・健民・労政・勤労・保険の7課からなる教育民生部が担うこととなった。さらに1947年5月に日本国憲法と地方自治体法が施行されると、県の行政機構は再編され、教育民生部は教学・社会教育からなる教育部と、社会・児童・保険・世話の4課からなる民生部に分離した(同上、617頁)。この教育部は1948年11月に教育委員会法の実施によって教育庁へ移行された(同上、618頁)。

²⁵ “Special Report” 4 December 1947. CIE(C)-04236, (山口軍政部から第八軍宛て「特別報告書」) 1947年9月25日に山口県教育部長と警察局長は市区町村役所長(Chief of Local Offices)と10の市長に対して、1947年9月30日までに居住している地域の自治体の教育局に、朝鮮人学校の所在地、校名、設立者と後援者、教職員の氏名と担当教科、そして児童生徒の氏名と年齢を知らせよう命じた。(「朝鮮人学校、教師、児童生徒の登録について」(教1269号) (“Concerning Register of Korean Schools, Teachers and Pupils.”) 25 September 1947, CIE(C)-04144)

²⁶ 前掲、”Special Report” 4 December 1947. CIE(C)-04236

²⁷ この文書では「SCAPIN 第212号に従って教職員の適格審査をすみやかに行うよう」指示された。(“Enforcement of SCAP Directive”, 1 December 1947, CIE(C)-04143-04146)

²⁸ 二回目の校長会議への出席状況や議論の内容等は分からない。

²⁹ CIC (Counter Intelligence Corps) は米軍の防諜・情報機関で、日本では主に日系二世が通訳や情報収集の職務に従事した。竹前栄治によれば、「政治犯釈放や戦犯の逮捕にも大いに活躍した。また超国家主義者・右翼の動向はもちろん、共産主義者、組合指導者、在日朝鮮人、進歩的文化人などの思想調査に威力を発揮した」という。(竹前栄治『GHQ』、106頁、) 第4地区CICは山口CICで、山口県に本部が置かれた。他、岩国市や萩市など県下五か所に分遣隊が置かれた。(『山口県史 史料編 現代2』96頁)

³⁰ “Concerning Korean School Principal Meeting” 26 November 1947, (山口県教育部長 朝鮮人学校校長宛て「朝鮮人学校校長会議について」(教第1582号)) CIE(C)-04144

³¹ “Concerning Korean School Principal Meeting” 1 December 1947 (山口県教育部長 朝鮮人学校校長宛て「朝鮮人学校校長会議について」(教第1582号)) CIE(C)-04144

³² 文部省編『終戦教育事務処理提要 第4集』(1980年)59-60頁

³³ 「一条校」とは、学校教育法第1条「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」に定められた学校を指す。この学校は国や地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが設置することができ(第2条)、それ以外の「学校教育に類する教育を行うもの」は各種学校とされ(第83条)、「一条校」とは区別された。

³⁴ 本報告第一章(表1-1)の1947年12月3日通達で「各種学校と断定した」という記述との関係は現時点ではよくわからない。12月3日通達で県独自に各種学校とみなした措置は、効果がなかったのかもしれない。

³⁵ 学校教育法第84条は、「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」。

なお第83条は、「(学校教育法)第1条に掲げる者以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。(以下略)」である。『近代教育制度史料』(23)、35頁)

³⁶ 学校教育法第4条は、「国公立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校(中略)の設置廃止、設立者の変更、その他監督庁の定める事項は、監督庁認可を受けなければならない」。(同上、24頁)

³⁷ 前掲『終戦教育事務処理提要 第4集』60頁

³⁸ 中国連絡調整局が出したと思われる”Report on Korean Incident in Chugoku Region”(「中国地方における朝鮮人事件の報告」)には、学校教育法が示す基本的な要求を満たしている朝鮮人学校は一つもなく、それゆえ山口県はこの基準を守るよう命じたが、彼らが全く拒否しているため、閉鎖令を出すに至ったと書かれている。 (“Report on Korean Incident in Chugoku Region” (日付不明), CIE(C)-06903)

³⁹ 3月31日、朝鮮人学校閉鎖に反対した人々は県庁までデモ行進をした。参加者数は「朝鮮人学校に関する紛争経過概要」では6千～8千人、『山口県警察史』では1万人、”Report on Korean Incident in Chugoku Region”では6千人、4月15日の『解放新聞』では3万人と書かれている。また、朝鮮人学校閉鎖反対運動は現在確認できる限りでは3月31日から4月1日にかけての一回であり、これ以外に反対運動について現時点ではわからない。

⁴⁰ 前掲『山口県警察史 下』809頁。前掲、瀬上幸恵「山口県における民族教育擁護闘争」3頁

⁴¹ 同上、809頁

⁴² 前掲『終戦教育事務処理提要 第4集』62頁

⁴³ 同上、61-62頁

⁴⁴ その条件とは、①教育に関する連合軍総司令部の命令及び指示事項並びにこれらの関係事項を周知実践すること、②学校教育法第二条に依り法人設立認可申請書を八月三十一日迄に出すこと、③建築並びに内容充実計画を早急に実践すること、④所定の諸帳簿を作製整備すること、⑤教職員はすべて教職員適格審査を受け適格の確認証を得たものでなければ採用してはならない、⑥関係市町村長並びに地方事務局長と連絡を密にし教育上遺憾のないよう留意すること、である。(山口県教育長から文部省学校教育局長宛て「朝鮮人学校の実情報告について」(教学第146号)、CIE(C)-04236)

⁴⁵ 同上「朝鮮人学校の実情報告について」(教学第146号)

また、1948年7月時点で朝鮮人小学校に計2,223人の児童、63人の教師がいた。”Report of Field Investigation of Korean Schools in Yamaguchi Prefecture” (17 February 1949,

CIE(C)-04235)

⁴⁶ "Invalid Licenses issued by Governors to Prefectural Korean Leagues Operate Primary Schools" (5 May 1949, CIE(C)-04237) によると、9月31日までに申請書を出さなかったために、10月1日、山口県はこれらの学校に対する暫定的な認可を無効としたと記されている。10月以降には申請書が出されたようだが、不備があったために認可に至らなかったという。

⁴⁷ 文部省「山口県の朝鮮人設置学校について」CIE(C)-04236

この文書が言及している山口県から文部省へ出した文書は確認できなかった。また、この文書の作成者や時期も不明である。しかし内容から1949年1月以降であると判断できる。また、GHQ文書では文書とともに文部次官高樋修の名刺が入っていたため、高樋から送られたものと推定される。

⁴⁸ 同上、「山口県の朝鮮人設置学校について」

⁴⁹ 1949年4月26日、文部省学校教育局長からCIE宛て「朝鮮人設置学校の財団法人設立進捗状況について」(発学第230号)CIE(C)-04224。この通達は、4月25日にCIEから出された照会に対する報告である。

⁵⁰ 前掲「朝鮮人設置学校の財団法人設立進捗状況について」(発学第230号)

⁵¹ 山口県では朝鮮人学校を閉鎖させようと文部省に打診したが、文部省から支持を得ることはできなかった。しかし田中龍夫知事は、その間に独自に山口県内の朝鮮人学校を閉鎖させ、在日朝鮮人児童を公立学校に転入させる計画を進めていた。この計画は、1948年12月に警察が密輸や共産主義活動、北朝鮮旗の掲揚、(酒の)密造(bootlegging)、税金や収穫物の納付反対運動とともに、朝連活動を取り締まるための一環として計画されたが、同月に北朝鮮旗掲揚の取締に関連して警察と朝連関係者の間に衝突が起こり、警察の行使力の不十分さから計画は延期された。(前掲"Report of Field Investigation of Korean Schools in Yamaguchi Prefecture")

⁵² 教育課連絡調査係(Liaison and Investigation Branch)、地方連絡官(Field Liaison Officer)

⁵³ CIEが出した"Korean Problem in Yamaguchi Prefecture"によると、5月3日の覚書が、とりわけ山口県において絶えず違反された。そのようなGIIレポートがあまりに多いので、CIEは山口県に調査に行ったと書かれている("Korean Problem in Yamaguchi Prefecture" (16 April 1949, CIE(C)-04235) 2頁)

フォークナーは、山口軍政部、CIC、山口県知事、朝鮮人学校教師などと面会し、朝連下関小学校(本校)ほか6校の分校を見学した。そして、学校の規格や、教師(学歴、政治的背景、適格審査を受けているか、犯罪歴)、カリキュラムと教科書(日本語・朝鮮語・共産主義教育)、等について調査した。

⁵⁴ 報告書では、朝鮮人学校に北朝鮮旗が掲示されていることや、朝連事務所に朝鮮人児童が出入りしていること、生徒や教師が襟に北朝鮮旗のバッジを付けていること、日本の教科書を使わずに朝鮮語や朝鮮史・朝鮮地理・共産主義プロパガンダが教えられていること、在日朝鮮人児童が作った作品が北朝鮮旗や愛国的な書道作品であるといったことが詳細に記述され、これらの学校が「共産主義プロパガンダ」や「好戦的愛国的な教育」をしているとして問題視された。

⁵⁵ また山口県内では、1948年から1949年にかけて朝連が民団の活動を妨害する事件が起こり、度々警察が出動している。『山口県警察史』は、小野田市、下関市、徳山市、宇部市などで起こった暴力事件を詳細に記述した。そのなかで最も大規模な事件といわれる1949年8月20日の「下関事件」は、日本政府を朝連解散させる理由の一つにも挙げられ

た（前掲、山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史 下』806、817-818頁）。山口県において民団よりも朝連の勢力が強く、両者が暴力事件を起こして争っていることは、CIEにも山口県の朝連を取り締らなければならないという認識を強めさせたと思われる。

⁵⁶ 閉鎖令が出されたのは、朝連のほか、在日本朝鮮民主青年同盟、在日本大韓民国居留民団宮城県本部、大韓民国建国青年同盟塩釜本部である。

山口県では9月8日午前11時から朝連下関市の県本部と23支部、1705分会（1万9,398人）、民青の県本部ほか22支部、4分会（106人）の一斉事務所閉鎖と財産接収を行った。そして同月13日までには全ての下部組織まで終了した（前掲『山口県警察史 下』817-818頁）。

⁵⁷ 中山秀雄編『在日朝鮮人教育関係資料集』（明石書店、1995年）30-32頁

⁵⁸ 10月21日には山口県教育委員会が各市町村長に対し、義務教育課程にある在日朝鮮人児童生徒の当該市町村公立学校の入学手続きをとるよう告示することを指示し、義務教育課程にある者は可能な限り収容し、原則として該当年齢学年に入学させること、「教育効果を上げるために適当な方法を取ることは差し支えない」とした。（前掲『山口県政史』1073-1074頁）

⁵⁹ 「六朝鮮学校を接収 許可申請手続を怠る」『防長新聞』（1949年11月5日）

（表4-2）からわかるように、これらの学校はいずれも1949年まで認可を受けていない。

⁶⁰ ここで閉鎖理由として挙げられたのは、朝鮮人学校の学校教育法第4条と第13条に対する違反である。

学校教育法第4条は「国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校（大学の学部又は大学院についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他監督庁の定める事項は監督庁の認可を受けなければならない。」、第13条は「左の各号の一に該当する場合には、監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる。一、法令の規定に故意に違反したとき 二、法令の規定により、監督庁のなした命令に違反したとき 三、六箇月以上授業を行わなかつたとき」、である。（『近代日本教育制度史料』第23巻、24-26頁）

全国では小学校76校、中学校と高等学校各一校、各種学校12校の計93校に閉鎖令が出され、245校には改組令が出された。改組通告を受けた245校のうち、改組手続きの申請をしたのは、小学校118校、中学校7校、各種学校3校の計128校であった⁶⁰。しかし改組手続きをしたものでも、認可されたのは朝鮮建国小・中・高等学校の三校のみであり、残りの学校は11月19日には閉鎖された。（前掲、金徳龍『朝鮮学校の戦後史-1945-1972年』259頁）

⁶¹ 『山口県政史』によると、学校閉鎖時義務教育該当児童が4,739人のうち公立小学校に就学している児童は2,114人、朝連小学校就学者は2,625人であり、そのうち1949年12月1日現在で転入している児童は916人である。（前掲『山口県政史 下』1075頁）

⁶² これら2つの報告書の作成時期、作成者は資料に記載されていないため確認しかねるが、おそらく市の教育課が作成したと思われる。

⁶³ 1949年10月24日の『防長新聞』によれば、10月21日に市内に在住する在日朝鮮人父兄と学童代表10名が市役所を訪れ、西村教育課長に対して「あくまで朝鮮文化をとり入れた教育をしてほしい…」と二時間余りの押し問答をしたという。

⁶⁴ “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”（日付不明）CIE(C)-06900

⁶⁵ 1949年10月24日の『防長新聞』によれば、向山小学校は「朝連本部関係の六百八十八名」が転入予定の学校であるが「同校はすでに定員をオーバーしているので従来の同本部

小学校をゆずり受けて収容することになろう、教員はとりあえず各小学校から適任者をえらぶことになるが学童二十名に教員一人の割である」と書かれている。

1948年12月に出されたとされる転入計画でも向山小学校への転入予定者は426名であることから、向山小学校への転入計画が本当にこの要求を受けたものなのか、現時点ではわからない。

⁶⁶ 前掲 “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”

⁶⁷ 同上

⁶⁸ “Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken” (日付不明) CIE(C)-06900

⁶⁹ 同上

⁷⁰ 1950年国勢調査によれば、下関在住の在日朝鮮人は、7,167人であるのに対し、徳山市は650人である。

⁷¹ 前掲 “Outline Present status of Korean school affairs in Shimonoseki City”

⁷² 前掲 “Outline of Korean school problem in Tokuyama City, Yamaguchi-Ken”

⁷³ この時CIEは朝連の傘下でない学校については調査を行わず、閉鎖についても言及しなかった。

⁷⁴ CIEは1947年10月に出した文書では、「朝鮮人諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外が認められるほかは、日本(文部省)のすべての指令にしたがわしめるよう、日本政府に指令する」と述べており、日本の法令や通達に従うことを前提に学校の運営及び朝鮮語の教授を認めている。(「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第二巻』三一書房、1983年、570頁)この見解は、共産主義や北朝鮮を支持する教育を警戒するがゆえに学校を閉鎖させるべきだという後の見解とは大きく異なっている。

⁷⁵ 1.24通達も文部省から在日朝鮮人教育に対する指針を出すようにとのGHQや府県からの照会や勧告の後に出されたものであった。

⁷⁶ たとえば『解放新聞』や朝連の会議録、朝連学校の教科書等を通覧し、朝連の活動方針や動向を捉えるとともに、為政者側が朝連活動の何を警戒したのかを客観的に捉えたい。